

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	<p>令和3年9月7日（火） 第9331号</p>
		<p>毎週火・金曜日発行</p>

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可（472）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2 土地改良区の役員の就退任（473）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 2 指定障害児通所支援事業者の指定（474）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 3	2 2 3
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 3 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・ 3	3 3

告 示

鳥取県告示第472号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、不入岡堰土地改良区の定款の変更を令和3年8月27日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第473号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年9月7日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 飼 牛 芳 明 鳥取市福部町湯山42
- 〃 香 川 恵 鳥取市福部町湯山11-1
- 〃 湯 邨 勲 鳥取市福部町湯山813
- 〃 山 根 健 鳥取市福部町湯山742
- 〃 猪 上 喜 幸 鳥取市福部町海士159
- 〃 浜 本 幸 信 鳥取市福部町海士540
- 〃 田 川 一 鳥取市福部町細川306
- 〃 山 根 俊 幸 鳥取市福部町細川332-2
- 〃 岩 崎 一 鳥取市福部町細川1295-2
- 〃 前 嶋 昭 三 鳥取市福部町岩戸7-2
- 監 事 岸 本 一 良 鳥取市福部町海士546
- 〃 森 本 真 一 鳥取市福部町湯山1909-13
- 〃 早 野 真 一 鳥取市福部町岩戸8-2

令和3年8月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 飼 牛 芳 明 鳥取市福部町湯山42
- 〃 香 川 恵 鳥取市福部町湯山11-1
- 〃 湯 邨 勲 鳥取市福部町湯山813
- 〃 山 根 健 鳥取市福部町湯山742
- 〃 猪 上 喜 幸 鳥取市福部町海士159
- 〃 浜 本 幸 信 鳥取市福部町海士540
- 〃 山 根 俊 幸 鳥取市福部町細川332-2
- 〃 横 田 仁 志 鳥取市福部町細川358
- 〃 岩 崎 一 鳥取市福部町細川1295-2
- 〃 早 野 真 一 鳥取市福部町岩戸8-2
- 監 事 岸 本 一 良 鳥取市福部町海士546
- 〃 森 本 真 一 鳥取市福部町湯山1909-13
- 〃 河 内 秀 則 鳥取市福部町左近146

令和3年8月17日就任 任期4年

鳥取県告示第474号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月7日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
グーニーズ合同会社	境港市昭和町13-27	グーニーズ放課後	境港市昭和町13-27	放課後等デイサービス	令和3年9月1日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年9月7日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和3年10月13日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎1階 講堂	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を申請場所において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和3年9月7日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年10月11日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5人
令和3年10月25日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃
令和3年10月31日 午前9時から午前11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	6人

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年10月5日 午前10時から午後2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和3年10月12日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和3年10月19日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和3年10月26日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和3年10月26日 午前9時から正午まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を申請場所において納付すること。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。